

02BSF 発第24号
令和2年7月27日

各団委員長 様
各指導者 様

ボーイスカウト福島連盟
理事長 安齋 精児
新型コロナウイルス感染症対策委員会
委員長 高橋 文郎
(公印省略)

ボーイスカウト福島連盟の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
2020.7.17版

【はじめに】

令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に広げられ、社会・経済活動が停滞する中、スカウト活動についても大きな影響が生じています。

この緊急事態宣言は、同年5月25日に全都道府県において解除されたものの、引き続き中長期的な視点で感染拡大に配慮した社会・家庭生活、スカウト活動を行う必要があります。

ボーイスカウト日本連盟からは、同年7月10日付で「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン ver02」が示されました。その中では、各都道府県連盟・地域ごとの活動の基準（方針）を策定することが求められています。

これらの状況を鑑み、当連盟では、本ガイドラインを策定し、当連盟に所属するスカウトならびに指導者の行動指針とするものである。

【本ガイドラインの位置づけ】

前出のとおり、日本連盟によるガイドラインが既に発出されており、基本的にはこれを基準としつつ、福島県内の感染状況を見極めながらの活動ができるような内容にしています。また、今後の感染状況次第では、本ガイドラインの見直しも当然にしていく予定です。

各団・各隊の指導者におかれましては、本ガイドラインを指針としつつ、主体的に各団が所在する地域の自治体や学校等の対応状況を把握して、活動への配慮、工夫に努めるようにしてください。当連盟は、常にその支援を行います。

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的な方針】

新型コロナウイルス感染症については、長期的に感染予防対策を講じる必要があります。感染リスクはゼロにならないということを前提として、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減させながらの活動をしていかなければなりません。

スカウトならびに指導者が、この新型コロナウイルスに関する正しい知識や上手な付き合い方を学びつつ、活動を行い、スカウト活動が目的とする「より良き社会人」の育成に努めていきましょう。家庭との十分な意思疎通と連携にも努めましょう。また、この機会に「自己管理」や「相手への配慮（思いやりの心）」を学んでいきましょう。

基本的には、厚生労働省が公表している「新しい生活様式の実践例」を参考にします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

【講じるべき具体的な感染防止対策】

1 各団における感染症対策の体制構築

(1) 新型コロナウイルス感染防止のための対策方針・方法を策定してください。

(2) 団内において感染者が確認された場合の対応策をあらかじめ定めておいてください。

①感染者との濃厚接触者、移動経路等の確認。

②濃厚接触者及び団関係者への連絡。

③県連盟、地区への連絡。

④活動中止（休止・自粛）基準

⑤活動再開基準。

⑥活動継続方法（意思決定、連絡体制、リモート対応等）。

(3) 各団の活動場所となる地域の感染状況に応じた活動自粛・中止基準ならびに活動再開基準を定めておいてください。

2 各団における感染防止のための措置

新しい生活様式を考慮した感染防止のために、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるように徹底してください。

以下、スカウト活動における各場面での感染防止策を例示します。

(1) 集会等当日（各家庭において）

保護者の協力により、スカウトの健康状態の確認を事前に各家庭において行うように求めてください。熱がある、体調不良の場合には、集会等を休むことに躊躇しないようにしてください。それが、自分の健康と仲間の健康を守ることになります。

(2) 集会等への集合時

集合時に指導者等がスカウトから「健康調査票」により、個々の健康状態を聞き取りして記録してください。年少者については、同行保護者からの聞き取りをしてください。

健康状態に不安がある場合には、帰宅させる、見学させる等の配慮をしてください。

(3) 集会・会議

- ①手洗い・消毒を随時行うように努めてください。
 - ・団・隊の対応として、アルコール消毒液等の準備をするとともに、活動前に複数人使用する道具や設備等の消毒を行ってください。
- ②屋内活動では、換気・マスク着用を徹底してください。
 - ・団・隊の対応として、予備のマスクの準備をしてください。
 - ・夏季活動中は、マスク着用時の熱中症対策（水分補給等）を行ってください。
- ③野外・屋内活動ともに人と人の間隔を1メートル以上確保するようにしてください。
- ④こまめな休憩時間を設けるようにしてください。
- ⑤食事をとる場合は、間隔を確保するとともに、会話を控える、対面を避けるようにしてください。
- ⑥オンラインによる集会や会議にもトライしてみてください。また、そのための環境整備や操作スキル学習についても努めてください。
- ⑦ハイキング・トレッキングにおいては、移動中は人と人の間隔を2メートル以上確保するように努め、片道2時間以上の移動は避けるようにしてください。

《実践例》

- ・間隔をあけた集合方法
- ・直接手を触れないビーバーコール、仲良しの輪等
→ロープでつながる、疑似（エア）方法等
- ・オンライン集会・オンライン会議
→完全オンライン、オンライン併用集会・会議

(3) キャンプ・舎営

事前の環境確認を十分に行ってください。（手洗い、うがい、身体的距離を取れる活動ができる環境にあるか等）

プログラム策定時には3密対策を十分に配慮してください。

《実践例》

- ・1テント一人の宿泊
- ・デイキャンプの実施

- ・個別にする野外調理の実施
- ・個室を利用した舎営

(4) 集会等への移動

県をまたぐ移動は控えましょう。特に、感染者が多く出ている地域への移動についてはしないようにしてください。(やむを得ず移動を要する場合には、県連盟に事前に報告してください。)

自動車・バス等を利用して複数人数で移動する場合は、車内の換気、身体的距離を保った着席ができるようにしてください。また、マスクの着用、消毒も徹底するようにしてください。

公共交通機関を利用する場合にも同様に身体的距離の保持、マスクの着用、また利用前後の消毒を徹底してください。

(5) 保護者との情報共有

スカウト活動におけるウイルス感染症予防対策を講じていることについて、十分に理解を求めるとともに、保護者の要望にも傾聴して、一緒に感染予防対策について考えてください。

これまで以上に保護者（家庭）と指導者との連携が必要になります。

具体策として、感染症予防対策についての保護者説明会の開催や迅速な情報発信・交換ができるような体制（メールやSNSの活用等）作りに努めてください。

(6) 危機管理について

感染者が確認された場合は、すみやかに団を通じて県連盟に報告をしてください。その際には人権に十分に配慮して個人情報等の管理をするようにしてください。

また、感染者の行動範囲をふまえ、接触者の活動制限等も検討してください。

感染者が確認された場合には、活動内容・活動状況や接触者情報等について詳細に確認されますので、各隊長においては、平時から活動計画書を作成して団委員長に提出し、団委員長は、その確認ならびに承認することを徹底してください。

(7) 進級・進歩制度

日本連盟の「新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置（令和2年5月24日施行）」を参照にして実施してください。

(8) 指導者・保護者からの相談窓口について

新型コロナウイルスの影響下におけるスカウト活動に関する相談については、各地区コミッショナーが相談窓口となります。

【参考情報】

《ボーイスカウト日本連盟からの情報》

新型コロナウイルスへの対応

https://www.scout.or.jp/member/summary_coronavirus/

スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://www.scout-fukushima.com/upload/data/100/2020-05-26_corona_shishin

新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置

https://www.scout.or.jp/member/covid19_scout_advancement/

《文部科学省からの情報》

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html#q6